

令和8年9月11日

青森市市民部生活安心課長

「秋の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます

「秋の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。

**期間**

令和8年9月21日(月)～30日(水)までの10日間

このうち9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- (1) 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- (2) 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- (3) 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。

※期間前後の行事も含みます。



令和8年 秋の全国交通安全運動行事・活動日程（期間前後含む）

運動期間 令和8年9月21日（月）～9月30日（水）＜交通事故死ゼロを目指す日：9月30日（水）＞

- 運動重点**
- 1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用推進
 - 2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
 - 3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

※下記日程等は、天候、その他の理由により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
1	交通マナーアップ作戦	9月24日（木） 15:00～ 久栗坂駐車帯 （東バイパス）	通過車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊 青森市交通安全母の会 青森地区安全運転管理者協会 ほか	青森交通安全協会 Tel.017-777-2815
2	交通安全街頭 広報活動	9月28日（月） 14:00～ CiiNA CiiNA 青森前	歩行者や自転車利用者にチラシ・反射材等を配布し、交通事故防止を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊 ほか	
3	レッドストーム作戦	9月29日（火） 15:50頃 280号バイパス	スピードを出しがちな箇所では赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会 青森交通指導隊	
4	青森緑十字会 広報活動	9月29日（火） 15:00 さくら野百貨店前	チラシ・反射材等を配布して、交通安全を呼びかけるとともに、交通安全の周知を図る。	青森緑十字会、 青森交通安全協会 青森交通指導隊	
5	安全協会青年部 広報活動	9月30日（水） 18:30 CiiNACiiNA青森 （店舗正面出入口）	チラシ・反射材等を配付して交通安全及び反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部	
6	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊	
7	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実践する。	青森交通安全協会 青森交通指導隊	
8	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町内回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部	
9	自転車のヘルメット 着用呼びかけ	9月25日（金）	「自転車用ヘルメット」を展示、チラシを配って「ヘルメット着用」を呼びかける。	青森市町会連合会、 企画部会（交通防犯対策チーム）	青森市町会連合会 Tel.017-734-2584
10	各地区の交通安全 決起大会又はパレード等の実施	運動期間中 市内各所	交通安全決起大会又はパレード等を実施し、地域住民の交通安全の意識の向上を図る。	青森市町会連合会、 地区連合町会	
11	交通安全・防犯のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	のぼり旗を設置し、交通安全の高揚を図る。	町会、 地区連合町会	-
12	周知活動	運動期間中 事業所内	適性診断受診者へ「夕暮れ時に降は気を引き締め、より慎重な運転を心がける」よう周知する。	独立行政法人 自動車事故対策機構	独立行政法人 自動車事故対策機構 青森支所 Tel.017-739-0551
13	各校へ運動の概要 周知と対応例の提示	運動期間前	各校へ運動の概要を事前に周知するとともに、対応例を示し、交通安全の啓発を図る。 【対応例】 ・のぼり旗の掲示 ・校門前での登校指導 ・全校集会等での児童への啓発 ・マチコミやメール等による保護者への啓発 ・学校だより等での地域住民への啓発	各小学校	各小学校
14	各校への運動の概要 周知と対応例の 掲示	運動期間前	各校へ運動の概要を周知すること 生徒、保護者、地域住民に周知し、交通安全の啓発を行う。	各中学校	各中学校
15	役員会の開催	9月9日（水） 11:00～ ホテル青森	協会の役員に対して、運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転管理者協会	青森地区安全運転管理者協会 Tel.017-774-5050
16	会長書簡の送付	9月10日（木） 発出	会員事業所に対して、交通事故防止活動の推進を呼びかける。	青森地区安全運転管理者協会	
17	会員事業所への訪問	9月下旬	協会会員事業所を訪問し、安全運転管理の習慣化及び交通事故防止の意識付けを図る。	青森地区安全運転管理事業主会、 青森地区安全運転管理者協会	
18	大型車両等の通行 についての指導取締り	9月 管理国道	建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため現場点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 Tel.017-734-4573 青森地区国道維持管理室 Tel.017-734-4530

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合先
19	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し地域住民及び通学する在学生に、交通安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel.017-736-3371
20	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、運動期間中であることを呼びかける。		
21	在校生・受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	・本校に通学する教習生及び講習受講者等に、事故防止を呼びかける。 ・自転車を利用する16歳以上の利用者が信号無視等、一定の違反をした場合は車と同様に交通反則通告制度が適用されることについて継続して広報活動を行う。		
22	講習受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者に運動期間の事故・違反防止を呼びかけるとともに継続して反射材を無料配布し歩行者の事故防止についての啓発活動を行う。		
23	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し、安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビングスクール青森	マツダドライビングスクール青森 Tel.017-782-7272
24	卒業時の安全講話	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	・卒業検定合格者の卒業式において、安全運転期間中であることを強調し、無事故・無違反を再度呼びかける。		
25	高齢者講習受講者への安全講話	運動期間中 マツダドライビングスクール青森	・高齢者講習において、自動車運転中だけでなく自転車乗車中や歩行中の事故防止を強く呼びかけ、注意を促す。		
26	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗や看板を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel.017-736-2061
27	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。		
28	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受験合格者、高齢者講習受講者に対して、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。		
29	在校生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在校生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel.017-738-2246
30	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	コース周辺の道路にのぼり旗を掲示し、歩行者、ドライバーに交通安全運動期間であることをPRする。		
31	在校生・受講者へ反射材の普及活動強化	運動期間中 青森モータースクール	高齢者講習や通学するお客様に対して夜間の事故防止に効果の高い反射材着用を呼びかけ、夜間の歩行者や自転車乗車中の交通事故防止を図る。		
32	交通安全・事故防止の呼びかけ	運動期間中 会員店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車普及安全協会	青森地区二輪車普及安全協会 Tel.017-739-8255
33	看板・のぼり旗の掲示	運動期間中 青森県自動車会議所	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会	一般社団法人青森県自動車会議所 Tel.017-776-4211
34	ポケットティッシュの配付	運転期間中 会員事業所内	自転車の交通違反内容と反則金を明示したポケットティッシュを作成 会員事業所内に配付し、交通安全運転を周知する。	青森県自転車組合 東青支部 ほか	青森県自転車防犯協力会連合会 Tel.017-734-5988

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
35	看板及びのぼり旗の掲示	運動期間中 東西営業所	看板及びのぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森市企業局交通部	青森市企業局 交通部管理課 Tel017-726-5441
36	「令和8年度秋の全国交通安全運動」県民総決起大会	9月14日(月) 11:00~11:40 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通道德の向上と交通安全の思想の普及を図り、交通事故の徹底を期すことを目的として開催する。 ・交通安全メッセージ伝達 ・交通機動隊パトロール出発 等	青森県交通対策協議会 ほか	
37	広報啓発活動	運動期間前 ～ 運動期間中	新聞広報(県内3社)、ラジオ(県広報番組)、LINE広報、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	青森県 交通・地域社会部 地域生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
38	敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2026	9月1日 ～ 9月30日	「青森県反射材大作戦」の一環として、敬老の日の贈り物に反射材やヘルメットを選んでもらうことで、高齢者に反射材やヘルメットの着用を促すキャンペーンを実施する。	青森県、 青森県交通対策協議会 ほか	
39	自転車用ヘルメットの着用促進	運動期間前 ～ 運動期間後	キャッチフレーズやキャラクターを活用し、電車内吊り広告(青い森鉄道)、SNS広告(Youtube、Instagram、Tver)、により自転車用ヘルメットの有用性を広く周知する	青森県	
40	ホームページ等による周知	期間中 (期間外も実施)	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山について、的確な実況監視を行う。また、関係機関や道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel017-741-7412
41	職場における交通安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの機会あるごとに自転車等利用時のヘルメット着用及び交通法規遵守を確認する。特に信号のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を呼びかける。		
42	のぼり旗の掲示	運動期間中 石江、石上踏切	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	JR東日本青森駅	
43	踏切事故防止訓練会の開催	9月29日(火) 10:00~12:00 青い森鉄道構内 モーリー踏切	・踏切支障報知装置の取扱い訓練 ・車が踏切内に閉じ込められた場合の脱出訓練 ・自動車用緊急保安炎筒による列車停止の訓練	JR東日本青森駅 青い森鉄道 一般事業者 (バス・タクシー・トラック)	JR東日本青森駅 Tel017-722-6595
44	秋の全国交通安全運動期間中にのぼり旗の掲示	9月21日 ～ 9月30日	・事故防止について各事業所へ文書発信 ・のぼり旗・ポスターの掲示 ・事業所訪問による事故防止啓発活動 ・指導車にてスピーカー広報活動 ※各事業者が秋の全国交通安全運動実施結果を青森支局に報告する。		
45	踏切事故防止訓練会への参加	9月29日 青い森鉄道構内 モーリー踏切 (雨天中止)	・東日本旅客鉄道株式会社・青い森鉄道が主催する踏切通行における緊急時の取り扱いについての訓練参加 ・訓練内容 ①踏切支障報知装置の取扱い訓練 ②車が踏切内に閉じ込められた場合の脱出訓練 ③携帯用信号炎筒による列車停止の訓練	会員事業所	青森県トラック協会 Tel017-729-3000
46	道路情報板による周知	運動期間中 市内各所	運転者への周知を目的として、市内各所に設置されている道路情報板に「秋の全国交通安全運動実施中」であることを表示する。 ※注※ 当該期間中、他の重要事案が発生した場合は、今回の内容(道路情報板への表示)ができなくなる場合もありますので、予めご了承ください。	青森県東青森土整備 事務局	青森県東青森土整備 事務局 道路施設課 Tel017-728-0247
47	市民交通安全の日街頭広報活動	9月1日(火) 13:30~14:00 新町パサージュ広場 前	通行する市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月1日の「市民交通安全の日」の周知活動を行う。	青森市交通安全母の会 青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
48	高齢者交通安全の日 街頭広報活動	9月15日(火) 13:30～14:00 新町パサージュ広場 前	通行する市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月15日の「高齢者交通安全の日」の周知活動を行う。	青森市交通安全母の会 青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel.017-734-5258
49	交通安全のぼり旗 ロード作戦	9月18日(金) 7:20～7:50 国道4号 青森市役所 本庁舎前歩道	交通安全運動の周知徹底を図るため決起大会を行った後、国道4号沿いにのぼり旗を持って立ち、交通安全を呼びかける。	青森市、青森交通安全協会、青森地区安全運転管理者協会、青森交通指導隊、青森市交通安全母の会、青森自動車協会、青森市町会連合会、青森警察署 ほか	
50	広報あおもりでの周知	9月号 市内全世帯へ配布	秋の全国交通安全運動について掲載し、運動の周知を図るとともに、交通安全意識の高揚を図る。	青森市	
51	幼児等に対する交通安全教室	運動期間中	市の交通安全教育指導員が、保育園等の幼児・教職員等を対象に交通安全意識の高揚を図る。		
52	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、秋の全国交通安全運動の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
53	大型小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけを依頼し、交通安全意識の高揚を図る。		
54	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。また、併せて9月30日の交通事故死ゼロを目指す日の広報を行う。		
55	自転車安全利用の呼びかけ	運動期間前 中学校、高等学校	市内の中学校、高等学校に対し、書簡で自転車の安全利用の呼びかけと自転車安全利用五則の周知を図る。		
56	ポスターの掲示	運動期間中 青森運輸支局内	ポスターの掲示を通じて来庁者に対し、本運動の趣旨の周知及び安全意識の高揚を図る。	青森運輸支局	青森運輸支局 Tel.017-739-1501
57	自動車損害賠償責任保険・共済制度の広報(ポスター掲示・リーフレット配付)	9月1日 ～ 9月30日 青森運輸支局内	関係機関や自治体等に自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスター及びリーフレットを配布するとともに、ポスター掲示を行い、自賠責保険・共済への加入促進を図る。		
58	横断幕の設置	運動期間中 正門前	駐屯地正面に掲示	曹友会	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel.017-781-0161 内線6735
59	のぼり旗の掲示	運動期間中 駐屯地前	駐屯地内		
60	声かけ運動	運動期間中 駐屯地内 正門・裏門	駐屯地正門・北門でグッズの配付を行う。		
61	交通指導	運動期間中 駐屯地内 交差点	道路交通法に基づき歩行者及び車両等に対する交通指導	第123地区警務隊	
62	登庁時におけるアルコールチェック	運動期間中 駐屯地内 駐車場	呼気検査を部隊計画で実施	駐屯地所在部隊	
63	交通安全の機会教育	運動期間中 各部隊隊舎	各部隊計画	駐屯地所在部隊	
64	標語・ポスターの掲示	運動期間中 隊員食堂 通路	各部隊から標語及びポスターを出展していただき、隊員食堂に展示して、交通安全に対する意識の高揚を図る。	業務隊主催	
65	県下一斉早朝交通安全祈願祭	9月18日(金) 6:30～ 廣田神社	秋の全国交通安全運動を実施することにあたり、交通安全を願って協会役職員と関係団体が神社において早朝祈願祭を実施する。	(一社)青森自動車協会	(一社)青森自動車協会 Tel.017-739-3645
66	ポスターの掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。	日本郵便株式会社	青森西郵便局 Tel.017-781-0600 青森中央郵便局 Tel.017-775-5545
67	職場における安全指導		9月21日及び9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と設定し、理解度テストを全運転者に実施するとともに回答を解説する等本社より指示文書発出後、施策を決定する。		
68	交通取締り	警察署管内全域	交通取締り	青森警察署	青森警察署 交通課 Tel.017-723-0110

青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256

青森市交通安全対策協議会

令和8年秋の全国交通安全運動実施要綱

目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

9月21日(月)から9月30日(水)まで(10日間)

【9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日】

運動重点

- 1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

重点1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(1)歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド＆サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2)歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- カ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

重点2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(1)夕暮れ時の交通事故防止対策

- ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴(日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2)運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(3)飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- ウ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律(令和8年法律第52号)により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

(4)「ながらスマホ」の根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- イ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(5)妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ウ いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

(6)後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7)高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりする、視野障害等)等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

安全運転相談ダイヤル

シャープ ハ レ バ レ
8080

(8)外国人運転者の交通事故防止対策

- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

- ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(9) 二輪車の運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性(車の死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若年層のみならず、中年年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ア 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底及び正しい着用方法の周知に向けた広報啓発の推進
- イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

- ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進